地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の 規定によりその結果を公表する。

平成27年12月1日

徳島市監査委員 久米川 文 男

同 工藤誠介

同 加村祐志

同 齋藤智彦

定期監查結果報告書

第1 監査の対象

半縣 部象 依 1

財政部 財政課、管財課、市民税課、資産税課、納税課

2 対象期間等

平成27年4月1日から8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成27年9月17日から11月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、収入事務については、市税の徴収、現金の取扱い及び滞納整理、契約事務については、契約の方法、手続、締結及び履行、財産管理事務については、公有財産の使用許可及び貸付け手続を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から 事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通 常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

財政部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、 それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨 を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項(指摘事項)

1 支出事務

支出負担行為書において、決裁権者が適正でないものがあった。

2 契約事務

契約締結の決裁は受けているが、契約書に徳島市長の押印がされていないものがあった。

一般競争入札において、徳島市契約規則に定める資格審査、公告手続が適正でない ものがあった。

不用品の売却において、契約書又は契約の履行に必要な要件を記載した書面が作成されていないものがあった。

3 財産管理事務

公有財産台帳と公有財産異動増減報告書の整合性がないものがあった。